

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年12月27日付けの保護決定通知書により行った保護決定処分（移送費等の一時金支給申請を支給不可とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分に不服があると主張し、本件処分の取消しを求める。

1 平成31年1月31日付領収書の移送費について

請求人は、平成30年8月頃、担当職員に、荷物を出す際にコンテナに出したり、友人の家に出してよいか、費用は市から出るのかを質問し、コンテナ代は請求人払いだ、場所を移動する際に係る引越費用は〇〇市が出す旨を回答した。

そこで、請求人は、上記の回答内容を信用して、同年9月頃、知人方に荷物を移動させた。しかし、同月27日頃、担当職員から引越しは認められない旨の連絡を受け、やむを得ず、一度搬出した荷物を、再度、当時の居住地に搬入した。請求人は、引越しのための荷物の移動のため、株式会社〇〇に合計64,800円を支払うこととなった。

請求人は、担当職員の説明内容を信用して引越しのための荷物の搬出を行い、担当職員が説明内容を翻したことを踏まえ、荷物を再搬入したに過ぎない。

行政庁の行動を信用した私人の行動については、当然、いわゆる信

頼保護の原則（民法1条2項参照）に照らし保護されるべきであり、処分庁の認識いかんにかかわらず、実際に支出した内容に応じた移送費の支給が認められるべきである。

2 令和2年3月23日付領収書の移送費について

請求人は、そもそも処分庁から本件住居からの転居を指導されており、そのための準備をしていた。そして、令和2年3月5日頃、担当職員に対し、引越し及び荷物の搬出について事前相談を行った。

請求人は、見積書の提出が必要であることも承知しており、電話により各引越業者に対して概算見積もりを確認し、その結果、〇〇が最も安かったため、その旨を担当職員に伝えた。

請求人は、担当職員に報告していたからこそ、実際に引越しを行い、引越代19,150円を支払った。

請求人は、担当職員とやりとりをしながら、その説明内容を信用して引越しを行った。この引越しは、処分庁の指導があり、本件住居を明け渡すために行ったものであった。

請求人の信頼は保護されるべきであり、実際に支出した内容に応じた移送費の支給が認められるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 1月19日	諮問
令和 6年 5月24日	審議（第88回第2部会）
令和 6年 6月21日	審議（第89回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項1号は、保護の種類として、生活扶助を挙げている。そして、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（1号）又は移送（2号）の範囲内において行われるとしている。

(2) 移送費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれか（ア）から（ク）までに該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、同・(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しかえない。」としている。

(3) 家財保管料

局長通知第7・2・(10)・エは、家財保管料の支給要件について、「医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額1万4000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。」としている。

(4) 申請に基づく保護の決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、同条3項の書面には決定の理由を付さなければならないとしている。

そして、同条9項は、同条1項、3項及び4項の規定を保護の変更の申請について準用する。

(5) 局長通知の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

(1) 平成31年1月31日付領収書の移送費について（本件却下1）

本件申請1は、平成30年9月から平成31年年1月までの家財保管にかかった移送費と保管料合計64,800円の支給を求めるもの（別紙1の項番1）と認められる。

移送費は「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない」とされ（1・(2)）、家財保管料は「医療機関、（中略）等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要がある場合に、認定して差しつかえないとされている（同・(3)）。

請求人は、本件住居の大家から平成30年10月13日の契約満了後の更新をしない旨を書面通告されたが、同日以降も本件住居での居住を続けたことが認められ、平成30年9月から平成31年1月までの家財保管にかかった移送費と保管料については、移送費の支給要件である「被保護者が転居する場合」、「住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合」及び家財保管料の支給要件の「医療機関、（中略）等に入院又は入所している単身の被保護者」のいずれにも該当しない。

したがって、本件申請1について移送費の支給要件を満たしていないとした処分庁の判断は、局長通知（1・(2)及び(3)）に則ってなされ

たものといえる。

(2) 令和2年3月23日付領収書の移送費について（本件却下2）

本件申請2は、請求人自筆の申請書に、請求人が入院中の家財保管の際にかかった移送費19,150円と記載があり（別紙1の項番2）、添付された令和2年3月23日付けで〇〇が作成した領収書（再発行）には、19,150円を引越代として領収した旨の記載があることから、請求人が同日に同額を〇〇に支払った移送費の支給を求めるものと認められる。

しかし、局長通知によれば、移送費の支給に当たっては、保護の「実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない」とされているところ（1・(2)）、本件申請2に係る領収書が発行された令和2年3月23日に、担当職員が請求人に対して転居先を尋ねていたにもかかわらず、請求人からの回答は得られなかったことから、本件申請2については、処分庁が事前承認した移送費はなかったものと認められる。

また、同日（令和2年3月23日）の時点では、請求人は本件住居から退去しておらず、本件住居に居住していると認められるから（請求人の本件住居からの退去は同年4月4日と認められる。）、この移送費については、移送費の支給要件である「被保護者が転居する場合」、「住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合」に該当しないものと認められる。

したがって、本件申請2について移送費の支給要件を満たしていないとした処分庁の判断は、局長通知（1・(2)）に則ってなされたものといえる。

(3) 令和2年4月1日付領収書の家財保管料について（本件却下3）

本件申請3について、請求人自筆の申請書には、請求人が入院中の家財保管料である旨の記載があり（別紙1の項番3）、また、審査請求書には措置入院中の頃に家財保管料として19,030円を支出した旨の記載がある。

本件申請3は、令和2年4月1日付領収書（再発行）の記載内容（22,030円を現金で領収し、その内訳が契約手数料3,000円及び同年4月分の賃料19,030円とするもの）から、同月分の家財保管料を申請するものと認められる（別紙1の項番3）。

しかし、請求人が入院したのは令和2年4月27日であると認めら

れ、本件申請3については、同月1日時点において、家財保管料の支給要件の「医療機関、（中略）等に入院又は入所している単身の被保護者」（1・(3)）に該当するとは認められない。

したがって、本件申請3について家財保管料の支給要件を満たしていないとした処分庁の判断は、局長通知（同）に則ってなされたものといえる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3・1のとおり、平成31年1月31日付領収書の移送費について、〇〇市が費用を出すので引越しをしてよいとの担当職員の説明内容を信用して引越しのための荷物の搬出を行い、担当職員が説明内容を翻したことを踏まえ、荷物を再搬入したに過ぎない、請求人が株式会社〇〇に支払った合計64,800円を支給しない本件却下1は不当である旨を主張する。

また、同・2のとおり、令和2年3月23日付領収書の移送費について、処分庁から本件住居からの転居を指導されており、担当職員に引越し及び荷物の搬出について事前相談し、各引越業者の概算見積もりを報告して、引越代19,150円を支払った旨を主張する。

しかし、本件申請1及び本件申請2について、請求人が処分庁にそれぞれ事前相談したとの事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）